

第107期 中間決算公告

平成21年12月25日

山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 芦澤 敏久

中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	83,303	預 金	2,296,275
コールローン	76,254	譲渡性預金	142,665
買入金銭債権	7,279	コールマネー	7,090
商品有価証券	22	外国為替	78
有価証券	982,198	その他負債	14,196
貸出金	1,464,442	未払法人税等	835
外国為替	540	リース債務	2,327
その他資産	8,609	その他の負債	11,033
有形固定資産	26,683	役員賞与引当金	15
無形固定資産	4,436	退職給付引当金	7,080
繰延税金資産	1,460	役員退職慰労引当金	412
支払承諾見返	8,847	睡眠預金払戻損失引当金	365
貸倒引当金	△ 29,385	偶発損失引当金	273
		支払承諾	8,847
		負債の部合計	2,477,299
		（純資産の部）	
		資 本 金	15,400
		資本剰余金	8,307
		資本準備金	8,287
		その他資本剰余金	19
		利益剰余金	120,616
		利益準備金	9,405
		その他利益剰余金	111,211
		固定資産圧縮積立金	101
		別途積立金	107,801
		繰越利益剰余金	3,309
		自 己 株 式	△ 2,504
		株主資本合計	141,819
		その他有価証券評価差額金	15,574
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		評価・換算差額等合計	15,573
		純資産の部合計	157,393
資産の部合計	2,634,692	負債及び純資産の部合計	2,634,692

中間損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	25,470
資 金 運 用 収 益	20,497
(うち貸出金利息)	(14,334)
(うち有価証券利息配当金)	(6,030)
役 務 取 引 等 収 益	3,304
そ の 他 業 務 収 益	175
そ の 他 経 常 収 益	1,493
経 常 費 用	23,128
資 金 調 達 費 用	2,209
(うち預金利息)	(1,881)
役 務 取 引 等 費 用	1,071
そ の 他 業 務 費 用	535
営 業 経 費	14,388
そ の 他 経 常 費 用	4,924
経 常 利 益	2,341
特 別 利 益	23
収 用 補 償 金	15
償 却 債 権 取 立 益	8
特 別 損 失	101
固 定 資 産 処 分 損	75
減 損 損 失	25
税 引 前 中 間 純 利 益	2,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	800
法 人 税 等 調 整 額	340
法 人 税 等 合 計	1,140
中 間 純 利 益	1,123

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間会計期間末現在の要支給額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 569百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,984百万円、延滞債権額は52,794百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒

償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は484百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,840百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,103百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,670百万円であります。

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 208百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,046百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券160,994百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は290百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は289,919百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが276,257百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 30,606百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,312百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額 854円7銭

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 14.47%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,886百万円及び株式等償却1,141百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円9銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	48,139	57,236	9,096
債 券	870,496	887,271	16,774
国 債	360,813	366,217	5,403
地方債	187,380	191,807	4,427
社 債	322,302	329,246	6,943
その他	34,273	33,489	△ 783
合 計	952,909	977,997	25,088

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、55百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債券	3,312
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	437
その他有価証券 非上場株式 投資事業有限責任組合出資金	318 131

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,766百万円
有価証券償却	4,915
退職給付引当金	4,068
減価償却費	471
その他	2,586
繰延税金資産小計	21,808
評価性引当額	△ 9,265
繰延税金資産合計	12,542
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 9,513
その他	△ 1,568
繰延税金負債合計	△ 11,081
繰延税金資産の純額	1,460

第107期 中間決算公告

平成21年12月25日

山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 芦澤 敏久

中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	83,306	預 金	2,295,454
コールローン及び買入手形	76,254	譲 渡 性 預 金	139,165
買入金銭債権	9,344	コールマネー及び売渡手形	7,090
商品有価証券	22	借 用 金	864
有 価 証 券	981,991	外 国 為 替	78
貸 出 金	1,452,524	そ の 他 負 債	14,982
外 国 為 替	540	役員賞与引当金	15
そ の 他 資 産	20,942	退職給付引当金	7,080
有形固定資産	27,151	役員退職慰労引当金	419
無形固定資産	4,588	睡眠預金払戻損失引当金	365
繰延税金資産	2,241	偶発損失引当金	273
支払承諾見返	8,847	支 払 承 諾	8,847
貸倒引当金	△34,921	負債の部合計	2,474,637
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,400
		資 本 剰 余 金	8,307
		利 益 剰 余 金	120,902
		自 己 株 式	△2,504
		株 主 資 本 合 計	142,105
		その他有価証券評価差額金	15,586
		繰延ヘッジ損益	△0
		評価・換算差額等合計	15,585
		少 数 株 主 持 分	508
		純資産の部合計	158,199
資産の部合計	2,632,836	負債及び純資産の部合計	2,632,836

中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	28,628
資 金 運 用 収 益	20,438
(うち貸出金利息)	(14,275)
(うち有価証券利息配当金)	(6,031)
役 務 取 引 等 収 益	3,733
そ の 他 業 務 収 益	2,957
そ の 他 経 常 収 益	1,498
経 常 費 用	25,541
資 金 調 達 費 用	2,191
(うち預金利息)	(1,881)
役 務 取 引 等 費 用	855
そ の 他 業 務 費 用	2,994
営 業 経 費	14,834
そ の 他 経 常 費 用	4,664
経 常 利 益	3,087
特 別 利 益	26
収 用 補 償 金	15
償 却 債 権 取 立 益	11
特 別 損 失	101
固 定 資 産 処 分 損	75
減 損 損 失	25
税金等調整前中間純利益	3,011
法人税、住民税及び事業税	876
法 人 税 等 調 整 額	282
法 人 税 等 合 計	1,158
少 数 株 主 利 益	58
中 間 純 利 益	1,794

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

山梨中央保証株式会社

山梨中銀リース株式会社

山梨中銀ディーシーカード株式会社

山梨中銀ビジネスサービス株式会社

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。

また、無形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から

算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---------------------------------------------

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
----------	--------------------------------------------------------------------------

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く）

141百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,301百万円、延滞債権額は54,453百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は484百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,840百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,080百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,670百万円であります。

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 258百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,046百万円

借入金 50百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券160,994百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は290百万円あります。

8. 借入金のうち674百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権（「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額）1,681百万円を供しております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は360,750百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが347,088百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与える

ものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 31,944百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,312百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 855円68銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 14.56%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益610百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,683百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 9円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載していません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載してあります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	48,219	57,335	9,116
債 券	870,496	887,271	16,774
国 債	360,813	366,217	5,403
地方債	187,380	191,807	4,427
社 債	322,302	329,246	6,943
その他	34,273	33,489	△ 783
合 計	952,988	978,096	25,107

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）してあります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、55百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえ

で、回復の可能性がない銘柄について減損処理。

③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債券	3,312
その他有価証券	
非上場株式	390
非上場事業債券	50
投資事業有限責任組合出資金	141

（金銭の信託関係）

該当ありません。